中教審第 265 号
令和８年 11 月 12 日

文部科学大臣　　関　芳弘　　殿

中央教育審議会会長
橋本　雅博

認証評価機関の認証について（答申）

令和８年７月 16 日付け８文科高第６１４号で諮問のあった一般財団法人大学教育質保証・評価センターに係る認証評価機関の認証については、別添の留意事項を付すこととして、これを適当と認める。

（別添）

留意事項

機関名	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
評価の区分	学校教育法第 109 条第２項の評価（機関別認証評価）
評価対象となる学校種	短期大学

１．実地調査においては、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加する評価審査会を開催して意見交換を行うとしているが、同審査会における委員の選定方法や必置か否かについて、「短期大学機関別認証評価 実施大綱」等に補足するなど、評価審査会の構成や位置付けをより明確にするよう努めること。